

[別紙]

大阪府看護師等養成所の指定申請等に関する指導要綱

1 一般的事項

- (1) 養成所の設置者は、国、地方公共団体のほか、営利を目的としない法人であること。
- (2) 養成所の指定は、保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所及び准看護師養成所について、養成所ごとに行う。

このため、養成所に新たな養成所を併設する場合又は併設している養成所を廃止する場合は、当該養成所の指定又は廃止の申請を行うこと。なお、これらの場合においては、必要に応じ、指定申請又は廃止申請に併せて学則の変更承認申請又は届出を行うこと。
- (3) 看護師養成所3年課程及び看護師養成所2年課程について、一方を設置していたところ他方を併設する場合、一方から他方に変更する場合又は両方を設置していたところ一方を廃止する場合においては、課程変更による学則変更承認申請を行うこと。なお、全日制、定時制又は通信制で教育を行う場合にはそれぞれ一つの課程として、その設置にあたっては学則変更承認申請を行うこと。
- (4) 新たに保健師(又は助産師)と看護師との統合カリキュラムによる養成を行う場合においては、両者の指定申請を同時に行うこと。
- (5) 看護師養成所について、その全部を保健師(又は助産師)と看護師との統合カリキュラムによる養成に変更する場合においては、保健師(又は助産師)養成所として指定申請を行うとともに、看護師養成所の学則(修業年限及び教育課程)の変更承認申請を行うこと。
- (6) 看護師養成所が、既設の看護師養成所を残し、これとは別に新たに保健師(又は助産師)と看護師との統合カリキュラムによる養成を行う場合においては、保健師(又は助産師)養成所の指定申請を行うとともに、看護師養成所の学則(統合カリキュラム分の修業年限、教育課程及び入所定員)の変更承認申請を行うこと。
- (7) 養成所の設置者を変更する場合(設置者を医療法人から学校法人とする場合など。)は、指定取消しの申請を行った上で新たに養成所の指定申請を行うこと。

2 指定申請に関する事項

(1) 養成所設置計画書の提出

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)第19条第2号、第20条第2号、第21条第3号又は第22条第2号の規定に基づく養成所を大阪府内に設置しようとする者は、開設しようとする年の前年の1月末日までに、養成所設置計画書(様式及び添付資料については別表第1による)1部を大阪府知事に提出すること。

なお、養成所の設置者のみを変更する場合は、原則、養成所設置計画書を提出する必要はないこと。

(2) 養成所の設置等計画に係る審査

大阪府において、保健師助産師看護師法施行令(昭和28年政令386号。以下「施行令」という。)及び別添「大阪府看護師等養成所の指定等申請に係る養成所の設置等計画に係る審査について」に基づき、(1)の設置計画書を審査する。

(3) 養成所指定申請書の提出

(2) の審査により設置計画の承認を受けた者は、(1) の養成所の指定に係る施行令第12条(准看護師養成所にあつては、第19条) の申請書(様式及び添付資料については別表第1による) 1部を開設しようとする年の前年の7月末日までに、大阪府知事に提出すること。また、養成所の設置者のみの変更で養成所設置計画書を提出としない者も、同様に申請書を提出すること。

(4) 看護師養成所2年課程(通信制)における実習施設の取扱い

看護師養成所2年課程(通信制)における実習施設については、指定申請時に大阪府内で各専門分野について少なくとも一施設を確保し、養成所設置計画書及び養成所指定申請書に、それぞれの提出時において確保した施設別に記載すること。

3 変更承認申請に関する事項

(1) 養成所の設置等計画に係る審査を要する変更承認申請

ア 課程変更計画書又は入所定員変更計画書の提出

施行令第13条第1項(准看護師養成所にあつては第20条において準用)の規定に基づき、課程の変更又は入所定員の増加(学級数の増加を伴う場合に限る。)による学則変更について大阪府知事の承認を受けようとするときは、当該養成所の設置者は、変更を行おうとする年の前年の1月末日までに、課程変更計画書又は入所定員変更計画書(様式及び添付資料については別表第2による)1部を、大阪府知事に提出すること。

なお、統合カリキュラムによる看護師養成所の学則(修業年限、教育課程及び入所定員)変更を行う場合に限っては、保健師(又は助産師)養成所の設置計画書と合わせて学則(修業年限、教育課程及び入所定員)変更計画書を提出すること。

イ 養成所の設置等計画に係る審査

大阪府において、別添「大阪府看護師等養成所の指定等申請における養成所の設置等計画に係る審査について」に基づき、アの変更計画書を審査する。

ウ 学則変更承認申請書の提出

イの審査により変更計画を承認され、当該変更について大阪府知事の承認を受けようとする養成所の設置者は、変更を行おうとする年の前年の7月末日までに「学則変更承認申請書」、「校舎の各室の用途及び面積変更承認申請書」又は「実習施設変更承認申請書」(様式及び添付資料については別表第2による)1部を大阪府知事に提出すること。

(2) 養成所の設置等計画に係る審査を要しない変更承認申請

ア 学則変更承認申請書、校舎の各室の用途及び面積変更承認申請書又は実習施設変更承認申請書の提出

施行令第13条第1項(准看護師養成所にあつては第20条において準用)の規定により学則(課程の変更又は入所定員の増加(学級数の増加を伴う場合に限る。))に関する事項を除く。)校舎の各室の用途及び面積又は実習施設の変更について大阪府知事の承認を受けようとするときは、当該養成所の設置者は、変更を行おうとする年の前年の12月末日までに「学則変更承認申請書」、「校舎の各室の用途及び面積変更承認申請書」又は「実習施設変更承認申請書」(様式及び添付資料については別表第3による)1部を、大阪府知事に提出すること。

イ 実習施設の変更承認申請

原則として実習施設を変更しようとする場合は変更承認申請が必要である。ただし、2年課程（通信制）以外の養成所が1単位（准看護師養成所にあつては35時間）未満の実習を行う施設を変更、追加又はこれを実習施設として使用しなくなった場合は変更承認申請を必要としないこととする。

また、2年課程（通信制）において、養成所の指定後に実習施設を追加した場合、その追加した実習施設を他の施設に変更する場合等、指定の際に申請していた実習施設に変更がない場合にあつては、変更承認申請を必要としないこととする。

なお、変更承認申請を必要としない場合においても、変更承認申請を行った施設と同様に施行令第14条第1項（准看護師養成所にあつては第20条において準用）に基づき毎年度報告を行うこと。

4 広告及び学生の募集行為に関する事項

(1) 広告については、設置計画書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、設置計画中（指定申請書提出後にあつては指定申請中）であることを明示すること。

(2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

5 新たな実習施設に関する事項

実習施設が初めて保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所の実習施設となるときは、患者及び利用者の数や指導体制、実習環境等について、大阪府が実地調査を行う。また、新たな実習施設が准看護師養成所のみの実習施設である場合も同様に実地調査を行う。

6 指定の取消し等に関する事項

(1) 養成所において募集を中止しようとするときは、当該養成所の設置者は、最後の募集に係る入学者の入所年の前年の12月末日までに、募集中止報告書（様式及び添付資料については別表第4による）1部を、大阪府知事に提出すること。

(2) 施行令第16条第1項（准看護師養成所にあつては第20条において準用）の規定により指定の取消しを受けようとするときは、当該養成所の設置者は、取り消しを受けようとする年の前年の12月末日までに、指定取消申請書（様式及び添付資料については別表第5による）1部を、大阪府知事に提出すること。

ただし、養成所の設置者を変更するため指定の取消しを受けようとする場合は、2（3）の指定申請書と同時に指定取消申請書を提出すること。

(3) 養成所の取消しを受けた場合には、各設置者において学則、学籍簿等を保管すること。

7 届出に関する事項

施行令第 13 条第 2 項（准看護師養成所にあつては第 20 条において準用）の規定に基づき、変更の届出を要する事項（保健師助産師看護師学校養成所指定規則第 8 条第 2 項）に変更があつたときは、その変更のあつた日から 1 か月以内に、変更届（様式及び添付資料については別表第 6 による）1 部を大阪府知事に提出すること。